

宇和島市南予の木で家づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇和島市をはじめ南予圏域で伐採された木材（以下「南予産木材」という。）の利用の促進を図り、関連する木材産業及び建築産業等の振興、宇和島市の林業の活性化及び森林の健全化を目指すため、製材工場で加工された南予産木材（以下「南予産材」という。）を使用して新たに住宅を建築しようとする者に対し、予算の範囲内で宇和島市南予の木で家づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象住宅)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 南予産材を5立方メートル以上かつ木材総使用量の50パーセント以上使用して建築し、住宅部分の床面積が66平方メートル以上の木造住宅
- (2) 宇和島市内に事務所を有する施工業者により建築される木造住宅

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら居住するために宇和島市内に補助対象住宅を新たに建築する者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、使用された南予産材の体積に1立方メートル当たり12,000円（以下「補助単価」という。）を乗じて得た金額とし、500,000円を上限とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、宇和島市南予の木で家づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、宇和島市南予の木で家づくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）につい

て、補助金額の変更を伴う補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ宇和島市南予の木で家づくり支援事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止及び廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宇和島市南予の木で家づくり支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（完了届）

第9条 補助事業者は、建築完了後、速やかに宇和島市南予の木で家づくり支援事業完了届（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 施工業者の南予産材を使用した建築である旨の南予産材木造住宅建築証明書（様式第6号）
- （2） 製材業者の南予産材を納品した旨の南予産材納品証明書（様式第7号）
- （3） 原木市場の南予産木材を購入した旨の南予産木材購入証明書（様式第8号）
又は所轄森林組合の南予産木材を山買いした旨の南予産木材山買い証明書（様式第9号）
- （4） 建築契約書の写し
- （5） 住民票の写し
- （6） その他市長が必要と認めた書類

（事業の検査）

第10条 市長は、補助事業者から事業完了届の提出を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

- 2 検査員は、南予産材使用率計算書、建築証明書、納品証明書、購入証明書等により事業の適否を判定するものとし、適当と認めたときは、宇和島市南予の木で家づくり支援事業検査調書（様式第10号）に宇和島市南予の木で家づくり支援事業検査復命書（様式第11号）を添付して、市長に報告するものとする。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による事業の検査の結果、適当と認めたときは、補助金額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者には是正措置を命ずることができる。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、宇和島市南予の木で家づくり支援事業補助金請求書（様式第12号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第15条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱及び規則の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。